

## 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧

	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請	貸付 緊急小口資金	貸付上限：10万円（特例の場合20万円） 返済据置：1年、償還期間2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	吹田市社会福祉協議会 06-6339-1205
	貸付 総合支援資金	貸付上限：複数 月20万円、単身 月15万円 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
	給付 住居確保給付金	給付額：38,000円～62,000円 ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職や収入の減少により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	生活困窮者 自立支援センター 06-6384-1350
	給付 特別定額給付金	給付額：住民1人につき10万円	①R2.4.27時点で住民基本台帳に登録されている ②申請方法(2種) →市から郵送される申請書に世帯主が記載し返送 →マイナンバーカード(写真付)を有する世帯主によるオンライン申請 ③申請期限は郵送による受付開始日から3か月以内	市民自治推進室 06-6384-1326 (後日コールセンター設置予定)
	助成 学校等休業助成金 (フリーランス向け)	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金 コールセンター 0120-60-3999
	給付 国保・後期高齢者医療 傷病手当金	給付額：受け取れなかった給与の2/3 相当額	感染（疑い含む）により仕事を休んだ国保・後期高齢者医療の被保険者に、受け取れなかった給与の2/3相当額を支給（1月分から9月分まで）	国民健康保険課 06-6384-1337
申請不要	給付 子育て世帯給付金	給付額：児童1人につき1万円 給付方法：児童手当に上乗せして給付	①児童手当を受給している世帯である ②所得制限限度額以上に該当する特例給付でない	子育て給付課 06-6384-1470
	給付 臨時児童扶養手当 <b>市独自</b>	給付額：1世帯につき5万円 給付方法：児童扶養手当に上乗せして給付	①児童扶養手当を受給している世帯である (令和2年4月現在)	保育幼稚園室 06-6384-1592  保健給食室 06-6155-8153
	減額・免除 給食費減額・免除 <b>市独自</b>	①認可保育所・認定子ども園・幼稚園 ②杉の子学園・わかたけ園 ③市立小学校 ④市立中学校 の給食費を来年3月まで減額・免除	①3～5歳の給食費を月額上限6000円まで無償化 (市外、認可外保育所は要申請) ②1～5歳の給食費を無償化 ③学校再開後の給食費を無償化 ④選択制で1色340円の給食費を半額の170円に	

※ 各種支援策をおおまかにまとめました。紙面の関係上すべてを掲載しているわけではございませんが、ご活用いただければ幸いです。



自民党絆の会 沢田なおき通信 臨時号

電話 080-6118-0391 メール naokisawada2002@gmail.com

## 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	
事業主が申請	休業補償	助成	学校等休業助成金 【フリーランス】	助成額:就業できなかった日 1日につき 4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999
		助成	学校等休業助成金 【休暇取得支援】	助成額:労働者1人1日につき 8,330円上限 助成率:10/10	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の 休暇を取得させた	
		助成	雇用調整助成金 【コロナ特例】	助成額:労働者1人1日につき 8,330円上限 助成率:中小企業 9/10 (拡大について検討中) ※解雇等を行う場合は、中小企業4/5	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対し て一時的に休業、教育訓練又は出向を行った ②新規採用者など6ヶ月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象	
事業主が申請	資金繰り	融資	危機関連保証 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②セーフティネット保証4号・5号との併用可能	大阪信用保証協会 06-6131-7567 (代表)
		融資	セーフティネット保証4号 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比20%以上減少している	
		融資	セーフティネット保証5号 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種である ※指定業種は経産省・中企庁HPでご確認ください	
		融資	旅館・飲食店・喫茶店向け 衛生環境激変対策特別貸付 【政府系・融資】	貸付額:別枠 1,000万円以内 (旅館業は別枠 3,000万円以内) 返済据置:2年以内、償還期間:7年以内(運転資金)	①旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年 又は前々年同月比10%以上減少しており、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる	日本政策金融公庫・事業資金 相談ダイヤル (平日) 0120-154-505 (土日祝) 0120-112-476 0120-327-790
		融資	生活衛生事業者向け 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	融資額:別枠 6,000万円以内、返済据置:5年以内 償還期間:20年以内(設備資金) 15年以内(運転資金)	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上 高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	
		融資	新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:別枠 3億円以内(中小事業) 別枠 6,000万円以内(国民事業) 返済据置:5年以内 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の 売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	
		融資	新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	融資額:別枠 1,000万円以内 返済据置:4年以内(設備資金)/3年以内(運転資金) 償還期間:10年以内(設備資金)/7年以内(運転資金)	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前 年又は前々年同月比5%以上減少している ②商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工会議所の長の 推薦が必要	吹田商工会議所 06-6330-8001
		給付	持続化給付金	給付額:200万円以内(法人) 100万円以内(個人事業者) ※ただし売上減少分を超えないものとする	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業 者等、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50% 以上減少している	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
		給付	大阪府休業要請支援金 ※府と市町村で1/2ずつ負担	給付額:100万円(中小企業)、50万円(個人事業主等) ※ただし市町村負担分1/2については、今後府が各市 町村に協力を要請する	①少なくとも4/21~5/6の間、休業要請等に全面的に協力している ②時短営業をする事業者も対象/休業しなかった事業者は対象外 ③4月の売上が前年同月比50%以上減少している ④支援金の交付は1事業者につき1回	休業要請支援金相談センター 06-6210-9525
		補助	信用保証料補助 <b>市独自</b>	補助額:保証料の 10/10 (上限 20万円)	既に融資を受けた場合など、国による補助(5月以降想定)の対象 外となる事業者に補助金を支給	吹田市地域経済振興室 06-6384-1356
		補助	飲食店デリバリー 支援補助 <b>市独自</b>	補助額:初期費用の 3/4 (上限 10万円) 代行業者利用手数料等の 3/4 (上限 10万円 × 3か月)	配達や出前に取り組む小規模飲食店に経費の一部を補助 初期費用は自転車購入等、デリバリー代行業者手数料は アルバイト採用に置き換えても可	